

# こうけんでこうけん 後見DE貢献

～IKUKOのつぼやき～



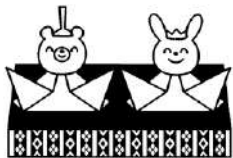
2025年3月1日  
発行所  
オールフォーワングループ

国松司法書士法人  
行政書士国松偉公子事務所  
オールフォーワン土地家屋調査士事務所  
〒1850021  
東京都国分寺市南町三丁目 22 番 2 号  
ゼルコパビル 4 階  
TEL 0423000255 fax 0423000256  
[office@kunimatu.jp](mailto:office@kunimatu.jp)

いよいよ新年度を前に準備と年度末の処理に追われる日になります。「もう3月か、年が明けたばかりだと思っていたのに」と思う人もいれば、「まだ3月か、どっしり腰を据えていこう」と思う人がいます。皆様はどちらのタイプでしょうか。

さて今回は監督人についてとりあげています。国松司法書士法人では現在5件の監督案件を抱えています。後見監督人、保佐監督人、補助監督人、とちょうど3類型に就任させていただいているのですが、こちらの立場としては後見人、保佐人、補助人（以下後見人等とします。）を指導監督し、時にはそれらの代役となることもあります。弊法人のスタンスとしては、後見人等と対立するのではなく、後見人等の成長を支援し、本人の保護に資するという姿勢で臨んでいます。

一方で国松司法書士法人には現在2件、監督人がついています。本人の金融資産の規模により、専門職後見人等であっても監督人が選任されるしくみになっているのです。2件の監督人はそれぞれ弁護士と司法書士です。監督したり、監督されたり・・・立場が違くと「そういう目の付け所か」とか、「そういう風に本人に説明するのか」とか、新たな気づきもたらされるものです。「もう3月」「まだ3月」・・・この感覚も立場が違えば同じ出来事も違う感覚で捉えられる、そのわかりやすい例かもしれませんね。



IKUKOの三識 ～知識～見識～胆識

## ◆◆◆後見監督人の選任について◆◆◆



今月は後見監督人が選任されるケースについてです。監督人の職務については44号（2023年10月1日発行）にてご確認ください。後見監督人（任意後見は除く）は、被後見人やその親族、後見人からの請求によって選任される場合と、裁判所の職権によって選任される場合があります。必ず選任されるものではないため、どのような場合に選任されることが多いのか、裁判所が例に挙げている一般的なケースをご紹介します。

- ① 被後見人の流動資産が1,000万円以上あるが、後見制度支援信託、後見制度支援預貯金の利用がない場合
- ② 親族間に意見の対立がある場合
- ③ 財産の額や種類が多い場合
- ④ 不動産の売買や生命保険金の受領が予定されているなど、申立ての動機となった課題が重要な法律行為を含んでいる場合
- ⑤ 遺産分割協議など後見人と被後見人との間で利益相反する行為について後見監督人に被後見人の代理をしてもらう必要がある場合
- ⑥ 後見人と被後見人との間に高額な貸借や立替金があり、その清算の可否等について被後見人の利益を特に保護する必要がある場合
- ⑦ 従前、後見人と被後見人との関係が疎遠であった場合
- ⑧ 賃料収入など、年によっては大きな変動が予想される財産を保有するため、定期的な収入状況を確認する必要がある場合
- ⑨ 後見人等と被後見人との生活費等が十分に分離されていない場合
- ⑩ 提出された財産目録や年間収支予定表等の記載が十分ではないなど、今後の後見人としての適正な事務遂行に不安がある場合
- ⑪ 後見人候補者が自己または自己の親族のために被後見人の財産を利用（担保提供を含む）し、又は利用する予定がある場合
- ⑫ 被後見人について、訴訟・調停・債務整理等、法的手続を予定している場合
- ⑬ 被後見人の財産状況が不明確であり、その調査について専門職による助言を要する場合

IKUKO



YouTube

国松偉公子の  
相続相談室  
(\*^o^\*)



★LINE★  
国松司法書士法人  
新アカウントで  
きました！！  
どうぞよろしく☆



以上を挙げましたが、これらはあくまでも例であり、該当しない場合でも後見監督人が選任される場合があります。